

## モデックETCカード特約

### 第1条（本特約の趣旨）

本特約は、モデルクレジット株式会社（以下、「当社」という。）が発行するモデックETCカード（以下、「ETCカード」という。）を利用して、当社のモデックカード、モデックVISAおよびモデックJCB会員規約（以下、「原契約」という。）に基づくモデックカード、モデックカードVISAおよびモデックカードJCB（提携カードを含み、以下、「カード」という。）の会員（以下、「会員」という。）が道路事業者の所定の料金所において、通行料金をカードシステムにより、決済することについての基本的事項を定めるものです。ETCカードの利用にあたっては、本特約の他、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規定を遵守するものとします。

### 第2条（定義）

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち、当社がETCカード発行に関する契約を締結した提携先（以下「提携企業」という）とETC決済契約を締結したものをいいます。
2. 「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所において、ETCカード、車載器、および道路事業者設置の路側システムを利用して料金情報の無線通信を実施することにより、通行料金を自動収受するシステムをいいます。
3. 「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有するICカードとします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置とします。
5. 「路側システム」とは、ETCシステムの車線に装置され、車載器との無線通信により通行料金を計算する装置とします。

### 第3条（ETCカードの貸与と取扱い）

1. 当社は、当社が発行するカード会員のうち、本特約を承認のうえ、当社にETCカードを申込み、当社が適当と認めた会員に対して、当該会員が指定したカードに追加して、ETCカードを発行・貸与するものとします。なお、契約は当社が所定の手続きを完了した時に成立するものとし、契約日は当社から会員に別途通知するものとします。
2. ETCカードの所有権は、当社に属します。ETCカードはETCカード表面に印字された会員本人以外は利用できません。
3. 会員は、ETCカードの利用・保管・管理を善良なる管理者の注意を持って行うものとします。会員は、ETCカードを他人に貸与・譲渡・貸入・預託してはならず、また理由の如何を問わず、ETCカードを他人に使用させ、もしくは利用のために占有を移転させてはなりません。

### 第4条（ETCカードのご利用）

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETCカードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払に際し、ETCカードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。
3. 会員は、ETCカード利用により生じた債権を道路事業者から提携企業に譲渡し、提携企業が当社に再譲渡することを、あらかじめ承諾するものとします。

### 第5条（ご利用代金の支払い）

会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を原契約に従い、カード利用代金と合算して支払うものとします。なお、支払期日および支払金額等は、1回払いに関する原契約を準用します。

### 第6条（ご利用限度額）

ETCカードは、カードの利用限度額の範囲内で利用できるものとします。

### 第7条（利用疑義）

当社からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により、道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

## 第8条（紛失・盗難）

1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により、他人に不正利用された場合、原契約の規定が適用されます。但し、会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものとみなします。
2. 会員はETCカードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。

## 第9条（ETCカードの有効期限）

1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード表面に西暦で月年の順に印字したその月の末日までとします。
2. 当社は、会員より有効期限の1ヵ月前までに退会の申し出がなく当社が引き続き会員として認める場合には、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付するものとします。
3. 会員は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは、直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分（ICカードの場合はICチップ部分も同様に）が切断されるような形で切断し、使用不能な状態にして処分するものとします。

## 第10条（退会および特約の解除）

1. 会員がETCカードを退会する場合は、ETCカードを添え、所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。
2. 会員がカードを退会する場合は、会員のETCカードも同時に退会となるものとします。
3. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、会員に通知することなく本特約を解除することができるものとします。

また、ETCカードの利用停止およびカードの会員資格を取消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該カードの無効を通知することがあります。当社はこれらの措置による道路上での事故に関し、これを解決または損害賠償する責任を負わないものとします。

- (1) 会員が原契約に基づく会員資格を喪失した場合。
  - (2) 当社が有効期限を更新したETCカードを発行せず、ETCカードの有効期限が経過したとき。
  - (3) 当社が有効期限を更新したカードを発行せず、カードの有効期限が経過したとき。
  - (4) その他、当社が会員として不適格と判断した場合。
4. 事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約または会員資格を喪失した後で、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、会員は、当該売上を本規約に基づき当社に支払うものとします。

## 第11条（再発行）

ETCカードの再発行は、当社所定の届け出を提出していただき、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。

## 第12条（免責）

当社は、会員に対し事由の如何を問わず、道路上での事故および車載器に関する紛議に関しこれを解決し、もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

## 第13条（代金決済に関する特約）

1. 本特約第5条の定めにかかわらず、当社または提携企業が適当または必要と認め請求した場合、直ちに会員は、ETCカード利用代金を、原契約に定める預金口座からの口座引落または提携企業指定の預金口座への振込等、提携企業が別途定めた方法によりお支払いいただくことがあります。
2. 前項の場合、提携企業から当社への債権の譲渡はおこなわれれないものとし、会員は提携企業が当該債権の債権者であることをあらかじめ承諾するものとします。

## 第14条（特約の変更・承認）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員から届け出られた連絡先への通知（書面または電磁的方法によるものとします。）または、当社ホームページ（[www.modecca.co.jp](http://www.modecca.co.jp)）上の告知を行うことにより、本特約の一部もしくは全てを変更または廃止することができるものとし、当該告知後に会員がETCカードを利用した場合、もしくは当該告知から3ヵ月以内に異議を述べない場合は、変更後または廃止後の内容を承認したものとみなします。
  - (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

(2) 変更の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 前項に基づく規約の変更に異議がある場合、会員は当社に対して退会の申し出を行うことができ、当社は、この申し出を承諾するものとします。なお、退会の手続きについては、本規約第10条によるものとします。

第15条（原契約の適用）

本契約に定めのない事項については、原契約を適用するものとします。

**【相談窓口】**

1. ご利用内容に疑義がある場合は、ご利用された各道路事業者にお問い合わせください。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面（原契約第2章第6条第4項）についてのお問い合わせは下記におたずねください。

**【相談窓口】**

《カード発行会社》

モデルクレジット株式会社 お客様相談室

〒830-8601 福岡県久留米市日吉町24-2 TEL (0942) 33-4147